

## 東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の改定について

東京都では、平成23年度から中小企業等の皆様が都内に保管する微量PCBが含まれた変圧器・コンデンサー類の電気機器等の濃度分析・処理に係る助成を独自に実施してきました。今年度からは、従来の補助に加え、国が昨年4月から開始した低濃度PCB廃棄物処理の助成制度と合わせて活用することで、都と国で最大3/4の助成を受けられるようにしました。

低濃度PCB廃棄物の処理期限が令和9年3月31日と迫る中、令和8年度も引き続きPCB廃棄物の処理促進を図るため、都の支援事業を改定しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 改定日

令和8年4月1日

#### 2 改定の内容

##### 申請期間

〈現 行〉 令和8年3月31日まで

〈改 定 後〉 分析：令和9年1月29日まで

処理：令和9年3月31日まで

※ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請受付を停止します。

#### 3 申請手続き等

##### (1) 申請手順について

国の助成金の交付申請手続きを実施し、交付決定通知の受領後に都へ申請してください。ただし、国の助成金の受付が終了した場合はこの限りではありません。国の手続きについては、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ (<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>) をご確認ください。

##### (2) 申請受付窓口

公益財団法人東京都環境公社

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル5階

電話：03-3649-8541（土・日・祝日、年末年始を除く9時から12時、13時から17時まで）

[https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb\\_bunseki/](https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_bunseki/)

以上

#### 【問合せ先】

(支援事業に関すること)

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

電話 03-5388-3573 (直通)

(申請手続きに関すること)

公益財団法人東京都環境公社環境共生部環境事業課

電話 03-3633-2012